

## 小値賀町新しい生活様式普及推進事業についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う緊急経済対策として、小値賀町新しい生活様式普及推進事業を実施します。

### 小値賀町新しい生活様式普及推進事業とは？

「新しい生活様式」実践のためのガイドラインに沿った取組を普及させるため、営業継続・再開に向けて自主的に導入する感染症拡大防止対策に必要な経費について、補助金を交付します。

### 補助対象者

以下のすべての項目に該当する者

- ① 申請時点において事業を営む法人又は個人
- ② 町内で事業を実施している者
- ③ 新しい生活様式ガイドライン実施宣言を記入し、店舗に掲載している者
- ④ 町税を滞納していない者
- ⑤ 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でない者

### 補助限度額

1事業者あたり10万円以内 ※消費税は補助対象外となります。

※店舗数に関わらず10万円を上限とした支援で1事業者あたり1回限りの申請となります。

### 対象経費

感染症拡大を防止するために要する消耗品等購入費、備品・機械装置等購入費、資材購入費  
 広告宣伝費等

例：消毒液、非接触式体温計、マスク等の購入費

飛沫防止シート、パーティションの設置費

空気清浄機、サーキュレーターの購入費 など

※令和2年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な経費で、

令和2年4月1日から令和3年2月28日までに請求・支払行為が完了したものが対象です。

※長崎県の新しい生活様式対応支援補助金に申請した物と同一内容での申請はできません。

### 申請受付期間

令和2年10月12日（月） ～ 令和3年3月15日（月）まで

### 申請方法

必要書類を記入の上、産業振興課までご提出ください。

### 申請書類の入手方法

小値賀町役場 産業振興課 窓口に用意してあります。

小値賀町役場のホームページからもダウンロードできます。⇒ <http://ojika.net/>

分からないことがありましたら、産業振興課 までお問合せください。



コロナにきをつけようっチカ

小値賀町役場 産業振興課

担当：平、吉岡、大田

TEL：0959-56-3111